

特定歴史公文書等の利用決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者）様

独立行政法人 国立公文書館長

（あなた、貴社等）から令和〇年〇月〇日付けで「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については、下記のとおり利用決定しましたので、公文書等の管理に関する法律第18条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用決定した特定歴史公文書等の名称及び請求番号
- 2 利用に供することとした理由
- 3 利用に供する日

\* 本件連絡先

国立公文書館業務課〇〇係 （担当者名）（内線）

電話：

F A X：

e-mail：

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に国立公文書館長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立公文書館を被告として、東京地方裁判所等に提起することができます。